

大分市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成26年7月7日

大分市規則第42号

大分市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告に係る添付書類)

第2条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の所管行政庁が規則で定める書類は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録する耐震判定委員会（以下「耐震判定委員会」という。）が建築物（木造の住宅であつて階数が3以下のものを除く。次条及び第5条において同じ。）の耐震診断（法第2条第1項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）の結果について技術指針事項（法第12条第1項に規定する技術指針事項をいう。）に基づき判定した書類の写しとする。

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請に係る添付書類)

第3条 省令第28条第2項の所管行政庁が規則で定める書類は、耐震判定委員会が建築物の耐震改修（法第2条第2項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）の計画について法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していると判定した書類の写しとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請に係る添付書類)

第4条 省令第33条第1項の所管行政庁が規則で定める書類は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関その他市長が別に定める機関が建築物の構造計算について同法第20条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定する方法若しくはプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するものであると判定した書類の写しとする。

第5条 省令第33条第2項第1号の所管行政庁が規則で定める書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

- (1) 耐震判定委員会が建築物の耐震診断の結果について法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していると判定した書類の写し
- (2) 耐震判定委員会が建築物の耐震改修の計画について法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していると判定した書類の写し及び建築物に係る施工の状況に関する書類
(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に係る添付書類)

第6条 省令第37条第1項第3号の所管行政庁が規則で定める書類は、耐震判定委員会が区分所有建築物（法第25条第1項に規定する区分所有建築物をいう。）の耐震診断の結果について同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないと判定した書類の写しとする。

- 2 省令第37条第1項の規定にかかわらず、法第25条第2項の認定を受けようとする区分所有建築物について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第37条第1項第2号に掲げる構造計算書を添付することを要しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。